



危険物保安マイスター制度による人材育成について

天野 成基
(松山市消防局)

1 はじめに

平成15年は、日本を代表する大企業において、危険物施設を含む産業施設の火災事故等が多発した。また、危険物施設における火災・漏えい事故は、昭和50年代中ごろから概ね緩やかな減少傾向を示していたが、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成12年中に発生した事故件数は、消防庁において事故統計を取り始めて以来最高の511件を記録した後、ほぼ同水準で高止まりの状態を推移している(図1参照)。

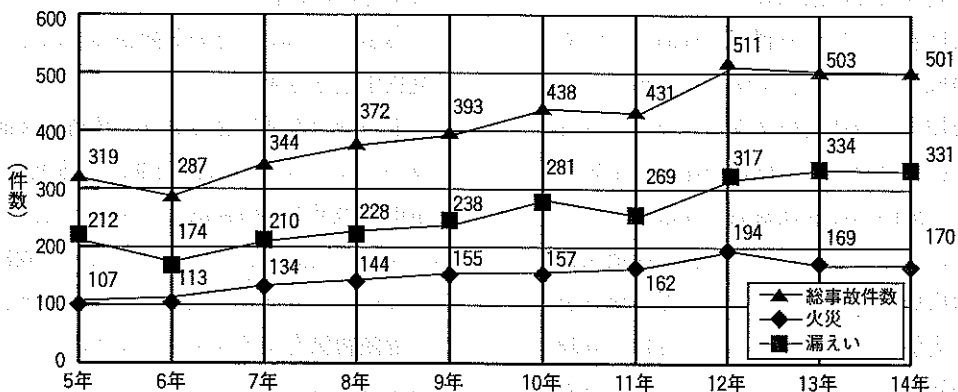
総務省消防庁は、平成14年中に発生した危険物施設における火災の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が62.9%(107件)と最も多くなっていること、また、平成14年中に発生した危険物施設における漏えい事故の発生原因を人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、

人的要因が45.3%(150件)と最も多くなっていることを、平成14年中の危険物事故に係る事故の概要で発表している(図2、図3参照)。

したがって、危険物施設における火災・漏えい事故は、とりわけ人的要因に係る事故対策を図れば、半分以上又は半分近くに防止されることが考えられる。

また、平成15年5月27日危険物等事故防止対策情報連絡会は、危険物事故防止に関する基本方針の中で、総合的な事故防止対策の主な推進方策として、危険物保安エキスパートの育成及び資質の向上を掲げている。

そこで、危険物取扱業務及び危険物保安業務に携わる人材を育成することで、危険物施設の火災・漏えい事故の低減を図るため、「危険物保安マイスター制度」を提案する。



(注) 平成6年北海道東方沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震による事故件数を除く

図1 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移(最近の10年間)

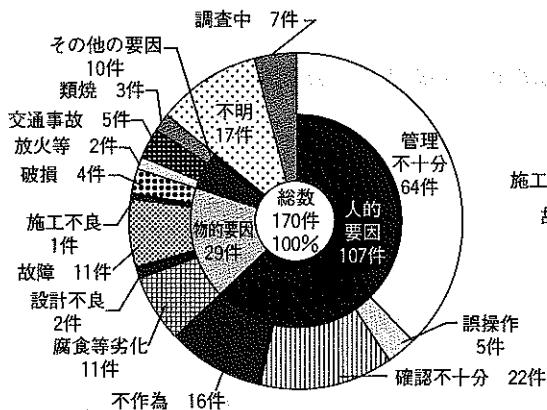


図2 危険物施設における火災発生原因

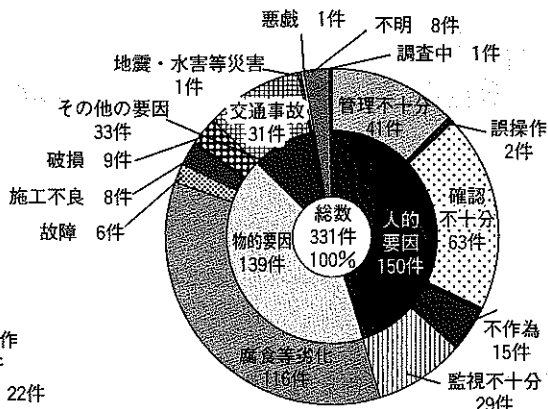


図3 危険物施設における漏えい原因(平成14年中)

<引用文献 月刊消防2003,11 80P~89P>

2 危険物保安マイスター制度の概要

(1) 危険物保安マイスターについて

危険物保安マイスターとは、危険物取扱者免状のような危険物を取扱っていくうえで最低限必要とされる資格ではなく、また、危険物保安功労者のような表彰でもない。危険物の取扱い及び安全に関する業務に携わる者が、目標とする称号であり、過去の功績だけでなく、将来の活動及び活躍を期待して認定し、授与されるものである。

(マイスター (Meister) とは、ドイツ語で、親方、大家、名人などの意味。)

(2) 危険物保安マイスター制度の目的について

危険物の取扱い及び保安に関する業務において、高度な技術、技能及びノウハウを有する者の中で、特に優れた者を「危険物保安マイスター」として、危険物保安技術協会理事長が認定し、称号を授与し、企業、業界団体及び地域社会等での幅広い活動を通じて、高度な技術等を尊重する社会的気運を醸成するとともに、危険物の取扱い及び保安に関する業務に携わる方の励みとし、さらに、その業務への誇りと自信、そして責任の重さを認識させる。

また、危険物保安マイスターが後進の指導に

当ることで、その高度な技術、技能及びノウハウを将来に伝え、より多くの優れた人材を育てていくことを目的とする。

なお、認定の際は、危険物保安マイスターの有する高度な技術、技能及びノウハウ並びに事故防止に係る教訓等を、危険物等事故防止技術センターにデータベース化して蓄積し、守り、そして発展させ、安全水準の向上に活用する。

(3) 危険物保安マイスターの認定について

○認定基準

- ア 危険物取扱者免状の交付を受けている者であること。
- イ おおむね20年以上の危険物業務に係る経験年数を有すること。
- ウ 危険物の安全に係る優れた技術、技能及びノウハウを有し、企業、団体又は、市町村の長からの推薦を有すること。
- エ 技術、技能及びノウハウを広く一般にアピールする意欲と能力を有すること。
- オ 危険物保安マイスターにふさわしい人格を有すること。
- カ 危険物保安マイスターとして、活動及び活躍が見込まれること。

○認定方法

認定基準をいずれも満たしている者を学識経験者などによる委員会で審査し危険物保安技術協会理事長が認定し、危険物保安マイスターの称号を授与する。

○その他

認定者には、認定証及び名誉と誇りの証となる褒賞を授与し、活動に応じ奨励金又は必要経費を支給する。

3 効果

本制度が、危険物保安エキスパートの育成及び資質の向上等に寄与する効果は、次のとおりである。

- (1) 危険物の取扱い及び安全に関する業務に携わる者を尊重する企業風土及び社会的気運の高揚を図り、人材を育む環境を熟成させる。
- (2) 危険物の取扱い及び安全に関する業務に携わる者の目標に位置づけ、資質の向上を図る。
- (3) 危険物の取扱い及び安全に関する業務に携わる者の励みとし、業務への誇りと自信の増進を促し、プロ意識と責任感を養う。
- (4) 若年層等へのノウハウ等の維持・継承を容易にし、人材の高齢化及び空洞化への対応並びに人材の裾野拡大に寄与する。

(5) 危険物の取扱い及び安全に関する業務に携わる者に対するイメージアップを図り、優秀な人材の確保を助長する。

(6) 認定の際に、高度な技術、技能及びノウハウ並びに事故防止に係る教訓等の抽出を行い、危険物等事故防止技術センターにデータベース化して蓄積し、将来に継承し、そして公開することで、安全水準を向上させる。

4 おわりに

危険物保安マイスター制度は、人的要因に係る危険物施設における火災・漏えい事故が非常に多いことから、危険物保安エキスパートを育成し、その資質の向上を図ることで、事故防止を推進するのが目的である。本稿では、あくまでも一つのアイデアとして提言したものでり、不明確な点や未熟で見直しが必要な点多々あることをお詫びする。

なお、マイスター制度は、ドイツにおいては中世以来の伝統を持ち、社会や産業の発展に大きな役割を果たしてきたとされている。日本においても技能士の業界団体では、既に取り入れられている。危険物の分野においてもこの制度が導入され、危険物に係る事故の防止に寄与することを切望する。

